

平成23年7月1日

第2296号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（300・福祉政策課）……………1
- 生活保護法による指定介護機関の変更（301・福祉政策課）……………1
- 保安林の指定の予定（302・森林整備課）……………2
- 公共測量実施の通知（303・建設管理課）……………3
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（304・都市計画課）……………3
- 自動車専用道路の指定（305・道路課）……………3
- 建設業の許可の取り消し（306・秋田地域振興局総務企画部）……………3
- 道路区域の変更（307・秋田地域振興局建設部）……………4
- 道路の供用開始（308・雄勝地域振興局建設部）……………4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………5
- 社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況公告（財産活用課）……………5
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………6
- 土地改良区の役員の退任の届出（平鹿地域振興局農林部）……………6

その他

- 秋田県市町村職員共済組合公告……………6

告 示

秋田県告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
アースサポート横手	アースサポート株式会社	横手市前郷二番町8番33号	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	平成23年6月1日
短期入所生活介護施設千寿苑	秋田医療福祉株式会社	由利本荘市川口字八幡前221-3	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年6月15日

秋田県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの 種類	変更年月日
			変更前	変更後		
たざわこ清眺 苑短期入所	社会福祉法人 県南ふくし会	仙北市田沢湖 田沢字春山148 -2	仙北市田沢湖 生保内字下高 野72番地73	仙北市田沢湖 田沢字春山148 -2	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成23年4月1日
特別養護老人 ホームたざわ こ清眺苑					介護老人福 祉施設	

秋田県告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の 目 的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メー トル)	実測又は見込 (ヘクタール)		
南秋田郡	五城目町	富津内 中津又	平内兵衛	55番2	3,285	0.3285	0.3285	土砂の 崩壊の 防備
〃	〃	〃	〃	55番5	13,474	1.3474	1.3474	
〃	〃	〃	一ノ沢	2番1	6,327	0.6327	0.6327	

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課、秋田地域振興局農林部及び五城目町役場に備え置いて縦

指 定 施 業 要 件			
立木の伐採の方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
（附属明 細書のと おり）	主伐として伐 採をすること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	（附属明細書 のとおり）	（附属明細書 のとおり）

覧に供する。）

秋田県告示第303号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
公共測量（空中写真測量（数値図化））
- 2 作業を行う地域
秋田市雄和（雄物川沿川）
- 3 作業を行う期間
平成23年6月20日から同年8月30日まで

秋田県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の案の名称
大曲都市計画区域及び西仙北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
大曲都市計画及び西仙北都市計画の区域
- 4 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課
 - (2) 大仙市大曲上栄町13番62号 仙北地域振興局建設部用地課
 - (3) 大仙市大曲日の出町二丁目8番4号 大仙市建設部都市管理課
 - (4) 美郷町土崎字上野乙170番地7 美郷町建設課
- 5 都市計画の案の縦覧期間 平成23年7月1日（金）から同月15日（金）まで

秋田県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	秋田御所野雄和線	秋田市上北手御所野字雨池通5番58地先から河辺戸島字川苗代90番2地先まで	10.16～57.00	2.266

- 2 指定する期日 平成23年7月1日
- 3 指定する道路の部分を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 建設交通部道路課
 - (2) 期間 平成23年7月1日から同月14日まで

秋田県告示第306号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成23年6月20日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社セコー
南秋田郡五城目町富津内下山内字下川原17番地の1
代表取締役 加 藤 政 之
秋田県知事許可(特-20)第5901号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成23年6月20日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成23年6月23日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社あたご
秋田市檜山愛宕下11番61号
代表取締役 佐 藤 義 孝
秋田県知事許可(般-22)第5604号
- (3) 処分の内容
大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成23年6月23日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第307号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田昭和線	A 秋田市添川字地ノ内170番13地先から飯島字前田表274番1地先まで	23.00~97.00	7.625
			B 秋田市添川字地ノ内172番9地先から167番1地先	15.00~34.00	0.046
	新	秋田昭和線	〃	15.00~34.00	0.046

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成23年7月1日から同月14日まで

秋田県告示第308号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	大曲大森羽後線	雄勝郡羽後町新町字鶴巣90番10地先から字奈須川原187番地先まで

2 供用開始の期日 平成23年7月1日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年7月1日から同月14日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成23年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あゆみの会

3 代表者の氏名

佐々木 三知夫

4 主たる事務所の所在地

秋田県由利本荘市岩谷町字大宮田283番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域に在住する障害者に対して、自立支援、就労支援等に関する事業を行い、障害者の社会参加、福祉の向上に寄与することを目的とする。

地方自治法第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成22年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 事業実績

(単位：千円)

加入都道府県市区町村会員数	682会員
加入戸数	884,739 戸
共済委託契約金額	7,875,263,603
火災共済掛金	1,067,112
被災戸数	355 戸
火災共済給付金	322,254
特定給付金	17,925
復興建築助成戸数	132 戸
復興建築助成金	43,568
住宅災害見舞戸数	480 戸
住宅災害見舞金	16,440
住宅防火施設整備補助会員数	168会員
住宅防火施設整備補助金	76,869

2 貸借対照表（平成23年3月31日現在）

(単位：千円)

I 資産の部

1 流動資産

814,536

2 固定資産

(1)特定資産

①異常危険準備金資産	2,966,043
②その他特定資産	1,788,408
(2)その他固定資産	441,588
資産合計	6,010,575
II 負債の部	
1 流動負債	964,802
2 固定負債	3,073,819
負債合計	4,038,621
III 正味財産の部	
正味財産合計	1,971,954
負債及び正味財産合計	6,010,575

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町馬場目字小野台110番地	石井 敏雄
〃 〃 〃 字門前20番地	石井 稔
〃 〃 〃 字寺庭20番地	石井 五兵衛
〃 〃 〃 字中屋敷8番地	田中 康男
〃 〃 〃 字蓬内台50番地	宮城 正人

2 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町馬場目字寺庭60番地	石井 光雅
〃 〃 〃 字門前20番地	石井 稔
〃 〃 〃 字寺庭20番地	石井 五兵衛
〃 〃 〃 字蓬内台50番地	宮城 正人
〃 〃 〃 〃 31番地	石井 久孝

3 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町馬場目字蓬内台18番地10	宮城 吉太郎
〃 〃 〃 字中村67番地2	佐藤 久夫

4 就任監事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町馬場目字蓬内台18番地10	宮城 吉太郎
〃 〃 〃 字中村67番地2	佐藤 久夫

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

退任監事の住所及び氏名

横手市増田町増田字石神西111番地15	石山 米男
---------------------	-------

そ の 他

秋田県市町村職員共済組合公告

秋田県市町村職員共済組合同定款第5条の規定に基づき、平成22年度決算の要旨を公告する。

平成23年7月1日

秋田県市町村職員共済組合

理事長 松田 知己

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
負担金	4,487,015	14,817,161		158,872	145,539				

収 入	掛金	4,603,231	7,345,448			141,240				
	施設収入・商品売上									
	連合会交付金				63,652	5,848			5,196	
	利息及び配当金	225		249,262	390	990	2	335,670		8
	その他の収入	369,140			13	44	491	36,717	302,242	843
	他経理から繰入				29,377		1,582			
	前年度支払準備金	789,444								
	計	10,249,055	22,162,609	249,262	252,304	293,661	2,075	372,387	307,438	851
支 出	給付	4,968,042								
	役員給与				92,106	19,996		4,696	22,977	4,884
	旅費・事務費				15,774	5,632	39	481	342	1
	商品仕入									
	飲食材料費									
	委託費・委託管理費				2,970		815			
	支払利息			249,262				248,050	248,868	
	事務費負担金払込金				70,679					
	連合会払込金	127,593							13,536	
	前期高齢者納付金	1,550,727								
	後期高齢者支援金	1,459,680								
	介護納付金	684,302								
	老人保健拠出金	83								
	退職者給付拠出金	267,178								
	他経理へ繰入	29,377					1,582			
	その他の支出	513,819	22,162,609		38,797	256,043	1,220	1,125	9,634	1,072
次年度支払準備金	779,891									
次年度繰越長期給付積立金										
計	10,380,692	22,162,609	249,262	220,326	283,253	2,074	254,352	295,357	5,957	
差引当期利益金又は当期欠損金(△)	△ 131,637	0	0	31,978	10,408	1	118,035	12,081	△ 5,106	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	740,306	3,081	417,430	447,853	830,488	24,392	2,634,904	196,203	22,820
	固定資産			9,802,800	1,234	5	15,945	18,938,300	10,712,055	
	繰延資産									
資 産 合 計		740,306	3,081	10,220,230	449,087	830,493	40,337	21,573,204	10,908,258	22,820
負 債	流動負債	58,723	3,081	10,220,230	348	2,700		20,382,379	642	330
	固定負債	779,890			137,051	25,892		1,560	9,992,543	1,629
	負 債 合 計	838,613	3,081	10,220,230	137,399	28,592	0	20,383,939	9,993,185	1,959
純 資 産	資本剰余金					2,325	40,336			
	利益剰余金又は欠損金(△)	△ 98,307			311,688	799,576	1	1,189,265	915,073	20,861
	純 資 産 合 計	△ 98,307	0	0	311,688	801,901	40,337	1,189,265	915,073	20,861
負債・純資産合計		740,306	3,081	10,220,230	449,087	830,493	40,337	21,573,204	10,908,258	22,820

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号